

第4号議案 安城市職員の育児休業等に関する条例改正

質問①

市職員の処遇は国の法律等に基づいており、非常勤職員の育児休業等も同様と考えます。そこで質問ですが、国は、どのような理由から、今回の改正を行うこととしたのか、伺います。

回答

国は、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない措置を講じることにより、妊娠、出産、育児等と仕事を両立させたい事情を有する職員が勤務を継続し、キャリアを形成していくことができるようになるとともに、両立支援に積極的な姿勢を示すことで、優秀な人材の確保にもつながり、能率的な公務運営に資する事になるとの考えから今回の改正を行うこととしています。

質問②

子どもだけ、仕事だけで良いという人は少なく、子どもも仕事もという人が増えています。今回の改正は、妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援する、そのことを通じて、職場での優秀な人材の確保、能率的な公務運営を目指すとのことです。

令和2年度から、新たに会計年度任用職員制度が導入され、1年以上の在職期間があれば、育児休業を取得できるようになりました。今回の改正は、この「1年以上の在職期間」という取得要件を廃止して、育児休業をより取得しやすくするものと考えます。

そこで再質問ですが、令和3年度において、実際に、育児休業を取得した会計年度任用職員は、何人お見えになりましたか。

回答

石川議員言われますとおり、令和2年度当初から会計年度として勤務されている職員の方で、一定の勤務日数を超える会計年度任用職員には、1年以上の在籍期間が経過する令和3年度から育児休業が取得可能となります。そのため、令和3年度に会計年度任用職員で育児休業を取得された職員は8人お見えになります。

質問③

令和3年度には8人だったと分かりました。

子育てをしていくのでありますから、育児休業中は、一定の給付が保証されていて、初めて安心して専念できると考えます。

そこで再々質問ですが、会計年度任用職員が、育児休業を取得した場合、その間の給料、あるいは何らか収入が保証されるのでしょうか。

回答

再々質問にお答えいたします。

会計年度任用職員が育児休業を取得した場合は無給となります。

しかし、雇用保険被保険者となるパートタイム会計年度任用職員及びフルタイムで任用期間が1年未満の会計年度任用職員には育児休業給付金が手当等を含む総支給額の概ね3分の2程度が支給されます。

また、都市共済加入者である任用期間が1年以上となったフルタイム会計年度任用職員には、育児休業手当金が標準報酬月額額の概ね3分の2程度が支給されます。

なお、令和4年度10月からは、健康保険に加入するすべての会計年度任用職員が都市共済に移行することとなります。

コメント

雇用保険あるいは都市共済から、3分の2程度が支給されるということで、安心しました。

今回の条例改正により、選挙や課税など期間を区切った一部業務を除いて、ほぼすべての会計年度任用職員の方は、1年目から育児休業が取得できることとなります。その対象者は、保育園を含めて、市役所全体で約1500人と伺っています。

育児休業は、子育てと仕事の両立支援を目的としますが、わが国が直面している少子化対策に直結する問題でもあります。所属長さん始め関係者には、相談しやすい体制や、仕事と育児の両立に向けた環境整備にご尽力をお願いして、質問を終わらせていただきます。